# 令和元年度 松戸市スポーツ推進計画基礎調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 本実施要領の趣旨

松戸市スポーツ推進計画(以下「本業務」という。)について、企画提案を求め、各提案事業者の提案内容を総合的に評価し、計画策定をするにあたり基礎調査を行う最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2. 業務の目的

平成15年度に改定した「松戸市スポーツ振興マスタープラン」(以下、「現行計画」という。)が、令和2年度に目標年次を迎えるため、次期「松戸市スポーツ推進計画」(以下、「推進計画」という。)を策定する必要がある。

本業務は、令和2年度以降を計画期間とする次期計画の策定に当たり、策定作業を円滑に進めるための支援、基礎調査を行うことを目的とする。

#### 3. 業務の概要

- (1) 委託名称 令和元年度 松戸市スポーツ推進計画基礎調査業務委託
- (2) 発注者 松戸市教育委員会
- (3) 業務内容 「令和元年度 松戸市スポーツ推進計画基礎調査業務委託仕 様書(案)」のとおり

※仕様書(案)は本委託業務プロポーザル実施時の内容であり、優先交渉権者が決定した後、提案書の内容を反映し変更する可能性がある。

(4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

#### 4. 提案限度額

4,500,000円(消費税及び地方交付税を含む)の範囲内とする。 なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

#### 5. 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 平成30・31 年度松戸市入札参加業者資格者名簿において、入札参加業者資格者名 簿(調査・計画)に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 松戸市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争 入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名停止を受けたが、既にそ の停止期間を経過していること。
- (5) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 松戸市暴力団排除条例 (平成 24 年松戸市条例第 2 号) 第 9 条に規定する排除の対象となっていないこと。
- (8) 過去 10 年間(平成 21 年度~平成 30 年度)に国、都道府県または市区町村において、スポーツ基本法(スポーツ振興法)に基づく、基礎調査及び計画策定の受託実績を有すること。また、その過去 10 年間の実績は事業実績書(様式第 3 号)に全件記載すること。(上記計画の基礎調査のみの実績は除く)また、同様の要件を満たす業務責任者を配置すること。
- (9) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る資格(プライバシーマーク等)を有すること。

#### 6. 主な選考スケジュール

実施内容	期日等
① 実施要領等掲載、募集開始	令和元年5月14日(火)
② 質問書の受付期間	令和元年5月14日(火)~5月24日(金)
③ 市からの質問書回答期限	令和元年5月30日(木)
④ 参加申込書、企画提案書等の提出期限	令和元年6月7日(金)
⑤ 書類選考結果の通知	令和元年6月14日(金) (予定)
⑥ 選定委員会(プレゼンテーション)	令和元年6月19日(水) (予定)
⑦ 選考結果の通知・公表	令和元年6月28日(金) (予定)
⑧ 契約手続き	令和元年7月中旬 (予定)

※上記日程は変更になる可能性がある。

## 7. 実施要領等の配布について

(1) 配布期間

令和元年5月14日(火)から

(2) 配布方法

松戸市ホームページからダウンロード

参加申込書等、公募に関する様式類についても、本市ホームページからダウンロードすること。

[松戸市ホームページ] http://www.city.matsudo.chiba.jp/

### 8. 質問及び回答について

(1) 受付期間

令和元年5月14日(火)午前8時30分~令和元年5月24日(金)午後5時

## (2) 質問方法

質問がある場合には、質問書(様式第5号)に必要事項を記入の上、事務局に電子メールにて提出すること。電子メールの表題は「プロポーザル質問(事業者名)」とする。また、電子メール送信後、事務局「スポーツ課」に電話で着信の確認をすること。

なお、電子メール以外での質問(電話や来訪による口頭での問い合せ等)や、 期限を過ぎた質問については回答しない。

Eメール mcsports@city.matsudo.chiba.jp

#### (3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和元年5月30日(木)午後5時までに松戸市ホームページへ掲載する。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を 及ぼすと判断されるものは、随時松戸市ホームページへ回答を掲載する。

# 9. 企画提案書等の提出について

#### (1) 提出書類

次の書類を提出すること

番号	提出書類	提出上の注意
1	参加申込書(様式第1号)	
2	企画提案書(任意様式)	記載内容については、本実施要領9(2)を参照すること。
3	会社概要書(様式第2号)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。
4	事業実績書(様式第3号)	直近 10 年の事業実績 (5. 参加資格要件 (8)) に 該当するものについて記載すること。なお、事業 実績が確認できる書類 (契約書の写し等) を添付 すること。
(5)	事業執行体制(様式第4号)	事業の実施体制(業務責任者及び担当技術者の氏名、保有資格等)について記載すること。
6	見積書(任意様式)	合計金額は消費税を含む金額とし、積算内訳(人件費、直接経費、一般管理費等)について、記載すること。なお、宛先は松戸市教育委員会とし、記名押印のうえ作成すること。

#### (2) 企画提案書(任意様式)

令和元年度 松戸市スポーツ推進計画基礎調査業務委託仕様書(案)に基づき、 下記の項目について提案書を作成すること。また提案にあたっては、計画期間で ある8年間(令和3年度~令和10年度)を対象とした内容とすること。

- ① スポーツ推進に関する様々な状況や松戸市の特徴を踏まえ、本市におけるスポー ツ推進において重視すべき視点や留意事項を記述すること。
- ② 業務内容の項目ごとに、業務を円滑かつ効果的に進めるための基本的な考え方、工夫、配慮事項等を具体的に記述すること。
- ③ 市民ニーズの把握については、設問内容や集計、分析の工夫について、具体的に 提案すること。
- ④ 業務全体の工程を具体的に提案すること。

#### (3) 企画提案書作成の留意点

- ・ A4版で総ページ数10ページ以内とし、事業者を特定または推定できるよう な記載は含まないこと。
- ・ 企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で左綴じとすること。 ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書き としたりすることは差支えない。単色、カラーは自由とする。
- ・ 企画提案書は目次及びページ番号を付けること。(目次は企画提案書の枚数に 含めない)
- ・ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に記述すること。
- ・ 企画提案書は、1事業者につき1点とする。

#### (4) 提出方法

- ・ 持参又は郵送(配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること)に より、スポーツ課へ紙媒体で提出すること。
- ・ 正本 (提出書類①~⑥を綴ったもの) を 1 部、副本 (②~⑤を綴ったもの) を 15 部提出すること。
- ・ 正本はA4 版紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に案件名「令和元年度松戸市スポーツ推進計画基礎調査業務委託 プロポーザル企画提案書」と事業者名を記載すること。
- ・ 副本は、会社が特定される箇所については、空欄もしくは黒塗りにすること。

#### (5) 提出期限

令和元年6月7日(金)午後5時00分 ※郵送の場合は令和元年6月7日(金)午後5時00分必着とする。

#### 10. 書類選考について

- (1) 参加申し込み期間終了後、書類選考を実施する。参加申込者が多数の場合は、書類選考の点数の上位5者を選定する。書類選考を通過した事業者のみが審査委員会(プレゼンテーション)へ参加できるものとする。
- (2) 書類選考は、本市において定めた選定評価基準に基づき審査する。
- (3) 書類選考の結果は、応募した全ての事業者に対し、参加申込書(様式第1号)に 記載された担当者の電子メール宛てに令和元年6月14日(金)(予定)までに通 知する。また、書類選考を通過した事業者には、令和元年6月28日(金)(予定) に実施する選定委員会(プレゼンテーション)についての詳細を合せて通知する。
- (4) 書類選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

#### 11. 選定委員会 (プレゼンテーション) について

(1) 実施日

令和元年6月19日(水)(予定) ※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

事務局が指定する場所

(3) 実施時間

1 事業者につき、準備 5 分以内、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間を短縮することがある。

(4) 実施内容

プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき行うこと。 プレゼンテーションの出席者は、1事業者について3名までとする。

(5) 会場設営

会場設営(スクリーン、プロジェクター設置を含む)については、事務局で行う。 ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

# 12. 事業者選考方法について

- (1) 事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 松戸市が設置する松戸市スポーツ推進計画基礎調査業務委託事業者選定委員会 (以下、「選定委員会」という。)において、下記選定評価基準に基づき企画提案 書及びプレゼンテーション等の内容について審査する。
- (3) 評価点は、事務局において書類選考で評価した採点と、選定委員が評価した採点の合計とし、合計評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、最高合計評価点が同点の場合は、見積額の低いものを第1位として選定する。また、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (4) 合計評価点が満点の6割未満である場合は、選定しないものとする。

- (5) 参加申込者が1者の場合も書類選考及び選定委員会による審査を行う。合計評価 点が満点の6割を超えていれば優先交渉権者とする。
- (6) 選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。
- (7) 選定評価基準
  - ・松戸市にふさわしい提案内容か。
  - ・提案の内容は実現性が高いものか。
  - ・独自性のある提案がされているか。
  - ・業務に対する高度な知見や専門性の高い提案がされているか。
  - ・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか。
  - ・業務への取組みに対し熱意・意欲が感じられるか。
  - ・同種業務実績(スポーツ推進計画等)の状況はどうか。
  - ・業務責任者及び担当技術者の能力はどうか。
  - ・松戸市のスポーツに関する現状や特性を理解しているか。

### 13. 選考結果の通知について

- (1) 選考結果は、参加事業者に対し、参加申込書(様式第1号)に記載された担当者 の電子メール宛てに令和元年6月28日(金)(予定)までに通知する。また、松 戸市ホームページにも選考結果を公表する。
- (2) 選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

#### 14. 契約に関する基本事項について

(1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかったときは、次に順位が高い 業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書に基づき契約を行う事業者とともに内容を確認のうえ、 決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、松戸市財務規則第 143 条第 1 項に従い、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、松戸市財務規則第 143 条第 3 項の規定に該当するときは、保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に一括して支払うものとする。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、「松戸市個人情報の保護に関する条例」に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するために個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- ア 本業務を遂行するにあたり、業務期間中及び業務完了後において業務上知り得 た秘密を一切漏らしてはならない。
- イ 本業務に関する一切の資料を他の用途に使用してはならない。

#### 15. その他

- (1) 提案者は書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、プロポーザル参加資格を無効とする。
- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ辞退届(様式 第6号)を提出すること。
- (5) 書類の提出後、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものについてはこの限りでない。
- (6) 提出した企画提案書等は返却しない。
- (7) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (8) 企画提案書は事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務において は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務の一部について再 委託することが必要と本市が認める場合はこの限りでない。あらかじめ再委託に 関する事項を書面によって提出し、本市の承諾を得ること。
- (10) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。 ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、 企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。
- (11) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者 の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。
- (12) 本市の次期松戸市スポーツ推進計画における業務委託は、令和元年度、令和2年度の2か年を予定しているが、令和元年度 松戸市スポーツ推進計画基礎調査業務委託の企画競争をもって、令和2年度 松戸市スポーツ推進計画策定支援業務委託の契約を確約するものではない。
- (13) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

#### 16. 問い合わせ及び提出先(事務局)

担当部署 松戸市教育委員会 生涯学習部 スポーツ課(担当 齋藤)

Eメール mcsp<u>orts@city.matsudo.chiba.jp</u>

住 所 〒271-8588 松戸市根本 356 番地

電 話 047-703-0601

F A X 047-366-7475